

平成 30 年度 奈良県 事業計画

都道府県法人番号

1000020290009

1. 今年度に都道府県及び市町村が実施する事業(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	都道府県	市町村	合計
強化事業			
強化事業(各メニュー合計)	-	-	-
推進事業及び活性化事業			
1.消費生活相談機能整備・強化事業 ※都道府県は被災4県のみ	-	59	59
2.消費生活相談員養成事業	-	-	-
3.消費生活相談員等レベルアップ事業	-	703	703
4.消費生活相談体制整備事業	11,926	14,326	26,252
5.市町村の基礎的な取組に対する支援事業	6,451		6,451
6.地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	4,014	2,010	6,024
うち、先駆的事业	-	-	-
7.消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務	-	-	-
合計	22,391	17,098	39,489

2. 消費者行政予算及び今年度の支出等額

(単位:千円)

消費者行政予算総額	177,927	
都道府県予算	86,916	
管内市町村予算総額	91,011	
支出等額(強化事業(交付金)を除く)	39,489	
支出等割合(強化事業(交付金)を除く)	22%	22%
支出等額(強化事業(交付金)及び先駆的事业(交付金)を除く。)	39,489	↑ 常勤化、定員増反映後
支出等割合(強化事業(交付金)及び先駆的事业(交付金)を除く。)	22%	22%

↑ 常勤化、定員増反映後

3. 消費生活相談員養成事業

実施形態	管内全体の研修参加
自治体参加型	①参加者総数 人 ②年間研修総日数 人日 ③参加自治体 ()
法人募集型	①参加者総数 人 ②年間研修総日数 人日 ③実地研修受入自治体 ()

※「支出等」には、地方消費者行政活性化基金の取崩しを含む。

別表1

今年度都道府県及び市町村が実施する強化事業(交付金)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	都道府県		市町村	
	事業経費	交付金対象経費	事業経費	交付金対象経費
1. (1)①消費者安全確保地域協議会の構築等				
1. (1)②障害者に対する消費生活相談の整備				
1. (1)③食品ロス削減の取組				
1. (1)④倫理的消費の普及・促進				
1. (1)⑤消費者志向経営の普及・促進				
1. (2)①地方公共団体における法執行体制の強化				
1. (2)②若年者への消費者教育の推進				
1. (2)③訪日・在日外国人に対する相談窓口の整備				
1. (2)④風評被害の防止のための取組				
1. (2)⑤公益通報者保護制度の推進				
1. (2)⑥適格消費者団体及び特定適格消費者団体設立に向けた支援				
1. (2)⑦原料原産地表示の普及・啓発				
2. ①国が指定する研修への参加				
2. ②国が指定するテーマで研修の開催				
合計	-	-	-	-

別表2

都道府県実施事業分(推進事業及び活性化事業)

1. 都道府県が実施する推進事業及び活性化事業(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	事業概要	事業経費	交付金等対象経費			対象経費
			30年度 本予算	29年度 補正予算	基金 (交付金相当分)	
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充)※被災4県及び熊本県						
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)※被災4県及び熊本県						
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト等)※被災4県及び熊本県						
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)※被災4県及び熊本県						
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)						
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)						
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)						
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)						
⑨消費生活相談体制整備事業	①相談員報酬の引き上げ【交付金】【基金】 ②消費者教育コーディネーターの配置【交付金】	11,926	4,136	5,928	1,862	①報酬 ②報酬、共済費、報償費(通勤手当相当分)
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業	①市町村の窓口支援のため、県センターに設置する苦情処理専門員(弁護士)による相談を実施【交付金】 ②市町村の相談員及び行政職員向けに専門家を講師とする研修会を開催【交付金】 ③総合的市町村窓口支援プロデューサーの配置【交付金】	6,451		6,451		①旅費、報償費 ②旅費、研修会資料印刷費、研修会会場借上費 ③報酬、共済費、報償費(通勤手当相当分)
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	①県内の宅食サービス事業者及び県警の運転免許センターと連携し、高齢者の特殊詐欺等の被害を防止のため啓発事業を実施【交付金】 ②生命保険協会と連携・協働し啓発事業を実施【交付金】 ③県警と連携して、若年者を対象とした被害防止・非行防止・薬物乱用防止等の啓発事業を実施【交付金】 ④消費者の利益の擁護を図るため、県内の消費者団体等に多数の消費者が当事者となる消費者トラブルの解決等を委託【交付金】 ⑤悪質な訪問販売等の抑制のため「訪問販売お断りステッカー」による啓発事業を実施【交付金】 ⑥県内の夕食宅配事業者と協働し、啓発事業を実施【交付金】 ⑦消費者教育を実践的に普及させる取組を実施【交付金】 ⑧消費者教育の観点から体験型・参加型を中心とする啓発事業を実施【交付金】	4,037	494	3,484		①②③啓発チラシ印刷費 ④啓発下敷き作成費 ⑤啓発ステッカー印刷費、郵送料 ⑥啓発チラシ印刷費 ⑦委託料、旅費、郵送料、啓発チラシ印刷費、報償費 ⑧旅費、郵送料、啓発チラシ印刷費、食糧費、会場借上費、報償費
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)						
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)	悪質事業者への対応のため、特定商取引法等に係る厳正な法執行をの実施【交付金】	36	36			旅費、関係書籍購入費
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事业)						
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)						
⑯消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務						
合計		22,450	4,666	15,863	1,862	22,391

2. 都道府県が実施する推進事業及び活性化事業の詳細

事業名	基金条例制定時の事業・機能と強化を図ろうとする事業・機能	
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充)※被災4県及び熊本県	(既存)	
	(強化)	
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)※被災4県及び熊本県	(既存)	
	(強化)	
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト等)※被災4県及び熊本県	(既存)	
	(強化)	
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)※被災4県及び熊本県	(既存)	
	(強化)	
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)	(既存)	
	(強化)	
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)	(既存)	
	(強化)	
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	(既存)	
	(強化)	
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	(既存)	
	(強化)	
⑨消費生活相談体制整備事業	(既存)	①相談員12名で7~8人/1日体制 ②なし ③なし
	(強化)	①相談員を4名増員し、11~12名/1日体制とする。 ②相談員の報酬引き上げを行う。(月額 H20年度:8,070円、H21年度:8,780円、H23年度:11,000円、H28年度:11,200円、H29年度:11,350円) ③総合的市町村窓口支援プロデューサー及び消費者教育コーディネーターを配置する。
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業	(既存)	①なし ②なし ③なし
	(強化)	①県センターに苦情処理専門員(弁護士)を配置 ②県相談員を市町村相談窓口へ派遣 ③市町村の相談員等向けに研修会を開催
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	(既存)	①なし ②なし ③なし ④なし ⑤なし
	(強化)	①特殊詐欺等についての啓発チラシを作成・配布することにより、高齢者の特殊詐欺被害を防止する。 ②顧客の消費生活に関する意識を効果的に涵養するとともに、相談窓口である消費生活センターを周知し、効果的な被害救済に資する。 ③加害者の視点や非行防止等の被害者の視点とは違った観点で若年者の健全化を図る。 ④消費者の利益の擁護を図り、民事紛争の解決等の実績が認定の要件となる適格消費者団体の県内における設立を目指す。 ⑤消費者が契約を締結する意思がない旨の意思表示となることと改めた「訪問販売お断りステッカー」を貼付することにより、悪質な訪問販売等を抑制する。 ⑥消費者教育の実施や悪質事業者に対する注意喚起等を行う。 ⑦消費者教育DVDの作成・教育機関と連携した消費者教育教材作り及び消費者関連グループと連携した受講者向け情報誌の作成といった消費者教育を実践的に普及させる。 ⑧消費者教育の観点から、消費者が主体的に参画する体験型・参加型の講座等を実施し、また、食の安全・安心に対する県民の期待に答えるためのリスクコミュニケーションを実施する。
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	(既存)	
	(強化)	
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)	(既存)	なし
	(強化)	特定商取引に関する法律等による事業者の調査や、法の執行の参考となる図書の購入等を実施する。
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事业)	(既存)	
	(強化)	
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)	(既存)	
	(強化)	
⑯消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務	(既存)	
	(強化)	

3. 消費生活相談員養成事業の参加・受入要望(都道府県分。該当する場合に記載)

実施形態	自治体参加型	法人募集型
研修参加・受入要望	参加者数 人	実地研修受入人数 人
	年間研修総日数 人日	年間実地研修受入総日 人日

4. 消費生活相談体制整備事業(都道府県分。該当する場合に記載)

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
14 人	3,162 人時間/年
対象人員数 (報酬引上げ)	
16 人	
対象人員数計	追加的総費用
30 人	11,926 千円

5. 市町村の基礎的な取組に対する支援事業

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
2 人	3,162 人時間/年
対象人員数 (報酬引上げ)	
人	
対象人員数計	追加的総費用
2 人	5,928 千円

6. 地方消費者行政強化事業及び推進事業実施要領、地方消費者行政推進事業実施要領及び地方消費者行政活性化基金管理運営要領の各別添2第2に係る特例

前年度における首長表明の有無	有
前年度における雇止めの有無	無

別表3

管内市町村実施事業分(推進事業及び活性化事業)

1. 管内の市町村が実施する推進事業及び活性化事業の総額(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	実施市町村	事業経費	交付金等対象経費計			概要
			30年度 本予算	29年度 補正予算	基金 (交付金相当分)	
①消費生活相談機能整備・強化事業(新設・増設・拡充)	斑鳩町,安堵町,三宅町,明日香村,河合町	154	59			
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)						
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト)						
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)						
⑤消費生活相談員養成事業(研修参加支援)						
⑥消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)						
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	奈良市,大和郡山市,天理市,桜井市,五條市,御所市,生駒市,香芝市,葛城市,平群町,三郷町,斑鳩町,安堵町,三宅町,田原本町,明日香村,上牧町,王寺町,河合町	2,806	703			
⑧消費生活相談体制整備事業	奈良市,大和高田市,大和郡山市,橿原市,桜井市,五條市,御所市,生駒市,香芝市,葛城市,宇陀市,安堵町,川西町,三宅町,田原本町,明日香村,上牧町,王寺町,広陵町,河合町	50,972	14,326			
⑨地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	奈良市,大和郡山市,桜井市,五條市,生駒市,香芝市,葛城市,平群町,安堵町,三宅町,田原本町,明日香村,上牧町,王寺町,広陵町,河合町,黒滝村,天川村,野迫川村,十津川村,東吉野村	8,685	1,908			
⑩地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	大和郡山市	388	102			
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)						
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事业)						
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)						
⑭消費者安全法第47条第2項の規定に基づく法定受託事務						
合計		63,005	17,098	-	-	

2. 消費生活相談員養成事業の参加・受入要望(管内市町村分合計。該当する場合に記載)

実施形態	自治体参加型	法人募集型
研修参加・受入要望	参加者数 2 人	実地研修受入人数 2 人
	年間研修総日数 2 人日	年間実地研修受入総日 6 人日

3. 消費生活相談体制整備事業(管内市町村分合計。該当する場合に記載)

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
33 人	6,740 人時間/年
対象人員数 (報酬引上げ)	
18 人	
対象人員数計	追加的総費用
51 人	14,326 千円

別表4 交付金等の管理等

1. 今年度の推進事業支出予定額

交付金分	37,627 千円
うち都道府県分	20,529 千円
うち管内の市町村合計	17,098 千円

2. 今年度の基金取崩し予定額

交付金相当分	1,862 千円
うち都道府県分	1,862 千円
うち管内の市町村合計	- 千円

3. 消費者行政予算について(1)

	平成20年度	前年度	今年度	対平成20年度	対前年度
①都道府県の消費者行政予算	49,078 千円	95,419 千円	86,916 千円	37,838 千円	-8,503 千円
うち交付金等対象経費(強化事業分)	/	- 千円	- 千円	/	- 千円
うち交付金等対象経費(推進事業及び活性化事業分)	/	30,482 千円	22,391 千円	/	-8,091 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	/	20,181 千円	17,854 千円	/	-2,327 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	/	千円	千円	/	- 千円
うち先駆的事业	/	千円	千円	/	- 千円
うち交付金等対象外経費	49,078 千円	64,937 千円	64,525 千円	15,447 千円	-412 千円
②管内の市町村の消費者行政予算総額	39,482 千円	94,058 千円	91,011 千円	51,529 千円	-3,047 千円
うち交付金等対象経費(強化事業分)	/	- 千円	- 千円	/	- 千円
うち交付金等対象経費(推進事業及び活性化事業分)	/	40,144 千円	17,098 千円	/	-23,046 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	/	51,353 千円	14,326 千円	/	-37,027 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	/	千円	千円	/	- 千円
うち先駆的事业	/	千円	千円	/	- 千円
うち交付金等対象外経費	39,482 千円	53,914 千円	73,913 千円	34,431 千円	19,999 千円
③都道府県全体の消費者行政予算総額	88,560 千円	189,477 千円	177,927 千円	89,367 千円	-11,550 千円
うち交付金等対象経費(強化事業分)	/	- 千円	- 千円	/	- 千円
うち交付金等対象経費(推進事業及び活性化事業分)	/	70,626 千円	39,489 千円	/	-31,137 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	/	71,534 千円	32,180 千円	/	-39,354 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	/	- 千円	- 千円	/	- 千円
うち先駆的事业	/	- 千円	- 千円	/	- 千円
うち交付金等対象外経費	88,560 千円	118,851 千円	138,438 千円	49,878 千円	19,587 千円

4. 消費者行政予算について(2)

①定数内の消費者行政担当者数(平成20年度末時点)	- 人	
うち都道府県	人	
うち管内市町村	人	
②定数内の消費者行政担当者数(今年度末時点)(想定)	- 人	
うち都道府県	人	
うち管内市町村	人	
③定数内の消費者行政担当者の人件費(想定)	- 千円	
うち都道府県	千円	
うち管内市町村	千円	
④③を含めた交付金等対象外経費	138,438 千円	
うち都道府県	64,525 千円	
うち管内市町村	73,913 千円	↓先駆的事業(交付金分)を除く支出割合
⑤消費者行政予算総額に占める交付金等支出割合※	22 %	22 %
うち都道府県	26 %	26 %
うち管内市町村	19 %	19 %

※交付金等支出額は、強化事業分を除いたもの

5. 基金の管理

設置当初の基金残高(交付金相当分)	212,000 千円
前年度末の基金残高(交付金相当分)	2,565 千円
今年度の基金取崩し予定額(交付金相当分)	1,862 千円
今年度の基金運用収入予定(交付金相当分)	28 千円
今年度末の予定基金残高(交付金相当分)	731 千円

6. 都道府県の消費生活相談員の配置について

消費生活相談員の配置	前年度末	相談員総数	15 人	今年度末予定	相談員総数	15 人
うち定数内の相談員	前年度末	相談員数	人	今年度末予定	相談員数	人
うち定数外の相談員	前年度末	相談員数	15 人	今年度末予定	相談員数	15 人
うち委託等の相談員	前年度末	相談員数	人	今年度末予定	相談員数	人

7. 今年度の都道府県の相談員の処遇改善に向けた取組

処遇改善の取組		具体的内容
①報酬の向上	○	平成24年度までに実施してきた消費生活相談員の報酬の引き上げを、今年度も継続して行う。
②研修参加支援	○	指定消費生活相談員の育成及び相談対応能力向上のため、独立行政法人国民生活センター等主催の研修への派遣を行う。
③就労環境の向上		
④その他		

